

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成 19 年度夏季重点要求書の回答
 交渉日時 平成 19 年 6 月 26 日（火） 14 時 40 分～17 時 38 分
 交渉場所 あんしん館 3 階 大会議室
 交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長
 谷口参事 宇野課長 本城主幹 蒲原係長
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 13 人

概 要	<p>・組合側からの平成 19 年 6 月 7 日付夏季重点要求書に対し、回答を行った</p>
組合側の主張	<p>（夏季重点要求回答について） 夏季一時金については条例どおりの支給とのことであるが、民間の支給状況及び宇治市職員の可処分所得の状況をどう考えているのか？ 府下他団体の一時金において、必ずしも国家公務員準拠でなく、独自の役職加算をしている場合もあり、状況を十分把握し検討すべきである。 以前要求していた臨時職員の通勤手当の支給はどう考えているのか？ また嘱託職員は、正規職員とほぼ同じ仕事をしているにもかかわらず、賃金をはじめとする労働条件に大きな隔たりがあり、早急に改善すべき。当局側はどう考えているのか？ 幼稚園と保育園の障害児加配の時間単価の格差など、早急にすべきことと、時間を要するものに区別して対応すべき。 夏季休暇の取得期間を延伸の申し出の職場はあったのか？ 長期病欠者が出たときは早急に対応することになっていたが、西消防署において対応できていない。 17：15 の業務終了後において時間外勤務届を提出する程でもない業務で恒常的に仕事で残っている職場がある。当局側として手立ては考えているのか？ 消防職員の再任用について、60 才超の高齢者に体力を使う消防業務をさせるのか、対応を考えておいてほしい。</p>
当局の主張	<p>民間の一時金支給は対前年と比べ微増であり、職員の可処分所得を考えると、夏季一時金は昨年と同率であることは、職員には厳しい内容だとは認識している。今年の人事院勧告の動向に注意しているところである。 現段階では給与構造見直しを実施したばかりであり、他団体の状況を踏まえ研究中である。確定交渉までに整理していきたい。 最低賃金法、パート労働法の改正状況、民間・他団体の動向を踏まえ検討していきたいと考えている。 （早急に）整理していきたい 管財課（警備）が 9 月末までの延長願いが出ている。他は出ていないが、清掃、消防、選管、総務などが予想される。 消防本部と調整をし、可能な限り対応していきたい。 部長会を通し、勤務時間終了後の速やかな退庁と時間外勤務を行う場合は 17 時 30 分までの休憩を徹底してきている。また業務終了後の見回りも実施している。再度、管理職のチェック体制を強化していきたい。</p>